

地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）による派遣に関する協定書（案）

小城市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、総務省が制定する地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱に基づき、乙の社員を甲に派遣させるに当たり、派遣期間中の取り扱いに関する事項について、次のとおり協定する。

（社員の派遣）

第1条 乙は、乙に2年以上所属する社員（以下「派遣社員」という。）を、乙の社員の身分を保有したまま、甲に派遣する。

2 派遣社員は、甲の地域内に居住するものとし、住所及び連絡先等を書面により甲に通知するものとする。

3 派遣社員の派遣期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする。ただし、令和6年度以降については予算成立を条件とする。

4 前項に規定する派遣期間は、甲乙協議の上、短縮することができる。

5 派遣期間中に、健康上の問題等やむを得ない理由により、派遣社員を変更する場合は、乙は書面により甲に通知するものとする。

6 派遣社員は、普通自動車免許を取得していることを条件とする。

（派遣期間中の業務）

第2条 派遣社員は、企業で培われたノウハウ、ネットワーク、マーケティング技術等を活かしながら、甲の魅力や価値の向上、地域経済の活性化のために、次に掲げる基本的業務に従事するものとする。

- （1）地域の魅力や価値の向上に関する取組への従事等
- （2）観光施策の立案及び観光施策に係る計画策定業務への従事等
- （3）計画に基づく観光振興に資する事業への従事等
- （4）その他目的達成に資する取組への従事等

2 業務に必要な什器備品については、甲が準備する。

（就業条件）

第3条 派遣社員の労働時間、休息时间、休日等の労働条件については、乙の規程に従うものとする。

（社会保険）

第4条 派遣社員は、派遣期間中も乙の社員の加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

（年次有給休暇）

第5条 派遣社員の年次有給休暇の付与日数及び付与条件については、乙の規程に従うものとする。

（給与の支給等）

第6条 派遣社員の給与及び賞与は、乙の定める支給基準に従い、乙が派遣社員に直接支給

する。

- 2 派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働者災害補償保険の事業主負担分、及び退職金引当に係る相当額（以下「給与等相当額」という。）、派遣社員の派遣期間中の甲の用務に係る旅費（交通費・出張旅費等を含むがこれに限らない）相当額（以下「旅費相当額」という。）及び派遣社員が、第1条第2項の規定により甲の地域内に居住するために係る費用（以下「家賃相当額」という。）は、負担金として、乙の請求に応じて甲が負担する。

（負担金）

第7条 令和5年度の負担金の上限額は、給与相当額が4,516,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）、旅費相当額が69,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）及び家賃相当額が450,000円とする。ただし、第1条第4項の規定により派遣期間を変更した場合は、月の初日を基準日として月割りにより計算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- 2 乙は、令和6年3月（第1条第4項の規定により派遣期間を変更した場合は、その期間が終了する月）に、負担金算出根拠を添えて、当年度分の負担金を甲に請求することができる。

- 3 甲は、適法な支払いの請求書の提出があったときは、その日から30日以内に負担金を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第8条 派遣社員が業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病（以下「死傷等」という。）にかかった場合の災害補償は、乙の規程に基づき乙において処理するものとする。ただし、甲が所有する公用車を派遣社員が運転又は同乗の際に発生した事故において死傷等した場合、又は第三者を死傷等させた場合の災害補償は、甲乙協議の上決定するものとする。

（定期健康診断）

第9条 派遣社員に対する定期健康診断は、乙の規程により乙において行う。

（出勤状況等の通知及び報告）

第10条 派遣社員は、甲が指定する日までに、前月の出勤、時間外勤務及び休暇取得等について、甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、派遣社員の出勤、時間外勤務及び休暇取得等について、定期的に乙に通知する。また、乙は必要に応じ甲に報告を求めることができる。

（信用失墜行為の禁止）

第11条 派遣社員は、甲の業務が公務であることを認識するとともに、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないよう努めなければならない。

（秘密を守る義務）

第12条 派遣社員は、甲の承諾なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本協定の解除後及び期間満了後も同様とする。

2 派遣社員は、甲の承諾なく、業務上知り得た秘密を本件の目的外に利用してはならない。
(分限及び懲戒)

第13条 派遣社員の派遣期間中の分限処分及び懲戒処分については、甲乙協議して行うものとする。

(委託等の禁止)

第14条 派遣社員は、本件の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 派遣社員は、本件の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、派遣社員に対して、本件業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成して、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2

小城市長 江里口 秀次

乙